

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱

平成25年4月30日理事長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する工事等のうち、一般競争入札に付する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計金額が250万円を超える工事をいう。
- (2) 設計等 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (4) 工事等担当部 一般財団法人札幌市住宅管理公社処務規程（昭和52年10月27日規程第1号）第2条第2項に規定する別表1の保全部をいう。
- (5) 工種等 工種及び業種をいう。
- (6) 施行等実績 施工実績及び履行実績をいう。
- (7) 施行等現場 施工現場及び履行現場をいう。
- (8) 制限付一般競争入札 公社が発注する工事等のうち、予定価格が3,000万円を超える工事及び予定価格が200万円を超える設計等で、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第4条の規定に基づく資格を定めて一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する場合のもの。

(対象工事等)

第3条 公社が発注する工事等のうち、一般競争入札により契約の相手方を決定するもの（以下「対象工事等」という。）は、制限付一般競争入札の方法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある工事等については対象工事等としないことができる。この場合は、工事等担当部においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式1により決裁を得なければならない。

(公 告)

第4条 一般競争入札の公告は、別記1標準公告例によるものとする。

(入札説明書)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

- 2 入札説明書は別記2標準入札説明例により作成するものとする。
- 3 入札説明書には、公告の写し、契約書案、提出書類の様式、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成25年4月30日制定）その他必要と認める書類を添付しなければならない。

（入札参加資格）

第6条 一般競争入札に参加する者（共同企業体の場合においてはその構成員をいう。以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者として、一般競争入札に付する対象工事等と同種の工種等について登録されていること（会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。）。
- (2) 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(1)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について元請としての施工等実績があること（理事長が特に要しないと認める場合を除く。）。
 - (6) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等が適正であること。
 - (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
 - (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
 - (9) 参加者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第6条の2 特定共同企業体に発注する対象工事等において入札参加を希望する者は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年3月24日制定。以下「共同企業体要領」という。）及び次の各号の条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

(1) 構成員の数は、理事長が対象工事等に応じて決定する数を満たしていること。

(2) 各構成員が対象工事等に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(入札参加資格の決定)

第7条 理事長は前条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

2 前項の場合において、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会が認める工事等を対象に定型的又は軽易なものとして委員会が適当と認める入札参加資格を決定することについては、当該年度中に限り、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。

(入札の参加申請)

第8条 一般競争入札に参加する者は、公告に定めるところに従い、次に掲げる書類を理事長に提出し、第6条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

(2) 同種工事施工実績書（様式3）

(3) 配置予定技術者経歴書（様式4）

(4) 協定書（共同企業体要領別表）

(5) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第9条 理事長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、理事長が定める日までに、その理由について書面により説明を求めることができるものとし、理事長は、入札参加資格に係る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

3 理事長は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ

め第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

- 4 前項の場合のうち、第7条第2項の規定により入札参加資格を決定した工事等について第1項の入札参加資格の確認を行うときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の事前の承認を得て、当該年度中に限り、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。

(入札に参加できない者)

第10条 次に掲げる者は、対象工事等の入札に参加できない。

- (1) 第8条に掲げる書類を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(設計図書の閲覧)

第11条 制限付一般競争入札の対象工事等の設計図書は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 入札に参加しようとする者は、前項に規定する公告の日から入札日の前日までの間、理事長が指定した場所において設計図書を複写することができる。
- 3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、理事長が指定する日までに質疑応答書（様式7）を提出しなければならない。
- 4 前項の質問があった場合、理事長は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第12条 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。

(審査委員会)

第13条 一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）がこれを行うものとする。

- 2 審査委員会は、一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 入札参加資格の決定に関すること。
 - (2) 入札参加資格の確認に関すること。
 - (3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。
 - (4) その他理事長が必要と認めること。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月 1日から施行する。

様式1（適用除外伺）

総務部			
部長	総務課長	庶務係長	係

工事担当部			

制限付一般競争入札の適用除外について

下記工事については、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱第3条第2項の規定に基づき、制限付一般競争入札をしないことといたしたい。

工 事 名	
工 期	
制限付一般競争入札を適用しない理由	

年 月 日

部

課

様式 2

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

住 所

商号又は名称

代表者 氏名 印

工 種 ()

等 級 ()

年 月 日付で入札公告のありました _____

に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請者は一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添付書類等の名称	部数	備考
	同種工事施工実績書		
	工事施工証明書又は契約書（写）及び工事概要（写）		
	配置予定技術者経歴書		
	工事費等積算内訳書(公社が公告した工事設計書(見積参考)に記載されている全ての項目について積算したもの)		
	その他 ()		

注 (1) 添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か公告及び入札説明書により確認してください。

様式 2 の 2

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

住 所

商号又は名称

代表者 氏名 印

業 種 ()

等 級 (—)

年 月 日付けで入札公告のありました_____

に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請者は一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添付書類等の名称	部数	備考
	同種業務履行実績書		
	業務履行証明書又は契約書（写）及び業務概要（写）		
	配置予定技術者経歴書		
	工事費等積算内訳書(公社が公告した業務設計書(見積参考)に記載されている全ての項目について積算したもの)		
	その他 ()		

注 (1) 添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か公告及び入札説明書により確認してください。

様式 3

同種工事施工実績書

会社名 _____

工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
工 期	年 月 ~ 年 月
施工形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
工 事 概 要	

工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
工 期	
施工形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
工 事 概 要	

工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
工 期	年 月 ~ 年 月
施工形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
工 事 概 要	

注 1 記載できる同種工事は1社につき3工事までです。なお、公告に示す施工実績条件を満たす工事の記載があればよく、必ずしも複数の工事を記載する必要はありません。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式3の2

同種業務履行実績書

会社名 _____

業 務 名	
発 注 者	
履 行 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
期 間	年 月 ~ 年 月
履行形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
業務概要	

業 務 名	
発 注 者	
履 行 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
期 間	
履行形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
業務概要	

業 務 名	
発 注 者	
履 行 場 所	(都道府県・市町村名)
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)
期 間	年 月 ~ 年 月
履行形態等	元請・共同企業体 (出資比率 %代表者・構成員) (いずれかに○)
業務概要	

注 1 記載できる同種業務は1社につき3業務までです。なお、公告に示す施行実績条件を満たす業務の記載があればよく、必ずしも複数の業務を記載する必要はありません。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式 4

配置予定技術者経歴書

会社名 _____

区 分	監理(主任)技術者	氏 名		経験年数	年
最終学歴	卒業年月	学 校 名		専 攻 科 目	
	年 月				
技術資格	取得年月	免許等の名称		取得No.	
	年 月	指定建設業監理技術者資格 (※)			
	年 月				
	年 月				
	年 月				
同種工事経歴	工 事 名				
	発 注 者				
	契約金額	千円			
	工 期	年 月 ~ 年 月			

- 注 (1) (※) は、資格がある場合に取得年月等を記載してください。
- (2) 「同種工事経歴」欄は、技術者の同種工事経験が入札参加資格となっている場合、過去15年間に工事が完成し、引き渡しが進んでいる元請としての実績を記載してください。
- (3) 着手にあたっては、この様式に記載した技術者を配置してください。原則として、他の技術者への変更は認めません。
- (4) この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

配置予定技術者経歴書

会社名 _____

区 分	主任技術者	氏 名		経験年数	年
最終学歴	卒業年月	学 校 名		専 攻 科 目	
	年 月				
技術資格	取得年月	免許等の名称		取得No.	
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
同種業務経歴	業 務 名				
	発 注 者				
	契約金額	千円			
	期 間	年 月 ～ 年 月			

- 注 (1) 「同種業務経歴」欄は、技術者の同種業務経験が入札参加資格となっている場合、過去15年間に業務が完成し、引き渡しが進んでいる元請としての実績を記載してください。
- (2) 着手にあたっては、この様式に記載した技術者を配置してください。原則として、他の技術者への変更は認めません。
- (3) この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

年 月 日
第 号

一般競争入札参加資格確認通知書

様

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理 事 長 印

先に申請のあった_____に係る競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
工 事 名		
競争入札参加資格の有無	有	競争入札参加資格がないと認めた理由
	無
入札保証金及び契約保証金の納付	入札保証金..... 免除 契約保証金..... 納付 ・ 免除	

- 注 (1) 競争入札参加資格がないと通知された方は、当公社に対してその理由を求めることができます。説明を求める方は、入札説明書に従い、契約担当課へその旨を記載した書面を提出してください。同書に記載した期日までに書面にて回答します。
- (2) 契約保証金は、契約の際に、公告文に掲げた手続きを行うことで免除されます。

様式 6

入札参加資格に係る理由説明書

年 月 日
第 号

様

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理 事 長 印

先に請求のあった、入札参加資格確認の結果について、下記のとおり説明いたします。
なお、本説明書に不服があるときは、本説明書を受け取った日の翌日から起算して10日（一般財団法人札幌市住宅管理公社職員就業規則（昭和52年規則第1号）に規定する休日を含む。）以内に、書面に理由を付して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

工事（業務）名	

別記1

一般財団法人札幌市住宅管理公社公告第 号

事後審査型一般競争入札の公告（工事、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長

記

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課庶務係 電話 011-211-3381
FAX 011-221-4438

2 対象工事

「〇〇〇〇工事」ほか〇〇件

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の**共通事項**の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としなないものとする。

共通事項

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること。

イ 平成〇〇・〇〇年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）。

ウ 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(ア) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは次の者をいう。

- a 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - b 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
 - (ウ) 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
 - カ 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
 - キ 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
 - ク 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
 - ケ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - (ア) 資本関係
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合
- 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の**共通事項**の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の**共同企業体の結成条件**を満たしていなければならない。
- なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 入札説明書の交付

- (1) この公告の日から対象工事ごとに定める入札の日の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<http://www.s-j-k.or.jp>)
- (2) この公告の日から対象工事ごとに定める入札の日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、1に示す総務課庶務係においても交付する。

5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。
- (2) 提出方法
対象工事ごとに別表にて定める。

6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。
- (2) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- (3) その他内訳書の内容に疑義がないこと。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- (2) 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- (3) 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社3階会議室
- (4) 提出方法 上記(1)の日時に持参すること。

8 その他

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
納付。ただし、理事長が確実と認める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- (5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (6) 詳細は別表及び入札説明書による。

事後審査型一般競争入札の公告（業務、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長

記

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課庶務係 電話 011-211-3381
FAX 011-221-4438

2 対象業務

「〇〇〇〇」ほか〇〇件

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の**共通事項**の条件及び対象業務ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共通事項

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること。

イ 平成〇〇・〇〇年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。）。

ウ 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 対象業務ごとに定める技術者等の条件を満たすこと。

カ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の場合は、同一共同企業体との間でこの関係を有する者は除く。）。

- (ア) 資本関係
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合
- 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。
- なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 入札説明書の交付

- (1) この公告の日から対象業務ごとに定める入札の日の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<http://www.s-j-k.or.jp>)
- (2) この公告の日から対象業務ごとに定める入札の日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、1に示す総務課庶務係においても交付する。

5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。

6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。
- (2) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- (3) その他内訳書の内容に疑義がないこと。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。
- (2) 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。
- (3) 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社3階会議室

- (4) 提出方法 上記(1)の日時に持参すること。

8 その他

- (1) 入札保証金
免除

- (2) 契約保証金
免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

対象業務ごとに定める。

- (5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

- (6) 詳細は別表及び入札説明書による。

別記2

入札説明書（工事、事後審査型一般競争入札、入札案件）

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課庶務係 電話011-211-3381

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当部へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（<http://www.s-j-k.or.jp>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部においても交付する。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の履行経験については、平成〇年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

公告において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）。

ウ 配置予定技術者経歴書

公告において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格（及び公告において技術者の同種工事を求める場合においては同種の工事の実績経験）を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）と、監理技術者については、監理技術者資格者証の写しを添付すること（※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。）。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成25年4月30日制定。以下「事後審査要領」という。）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることができない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年3月24日制定）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、公社が公告した工事設計書（見積参考）に記載されている全ての項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。様式は、公社が公告した工事設計書（見積参考）に従い、金額等を明らかにすること（※ 共同企業体の場合は、代表者が作成すること。）。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

3 入札方法等

(1) 入札書は、持参により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(4) 1回目又は2回目の入札を行った結果、一般財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程（昭和52年11月18日規程第6号）第68条第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札及び開札の日時等を改めて設定し、再度の入札を行う。

(5) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(4)の規定にかかわらず、入札を行った結果、理事長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者としめないものとする。

(6) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5 特定共同企業体協定書の提出

特定共同企業体で入札に参加する場合は、押印済の協定書を作成し、入札書の提出時に添付すること。

6 開札の立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

7 落札決定の取消等

公告6の条件を満たさない場合は落札者としめないものとする。また、公告8—(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、一般財団

法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領(平成14年7月31日制定。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている者等、公告3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

8 落札結果公表

入札結果については、落札者決定後、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ (<http://www.s-j-k.or.jp>) により公表する。

9 契約書作成の要否等

一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款、公告及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知の翌営業日に、1に示す契約担当部において交付する。

10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 部分払金

一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領(昭和52年11月18日制定)第56条第2項の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数(小数点以下切捨て)とする。ただし、前払金を支払った場合は回数を1回を減ずる。

(3) 工期が2年以上にわたる工事においては、上記(1)は年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。詳細は、契約書に定める。

12 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得(平成25年4月30日総務部長決裁)その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領(平成27年3月24日制定)第7条第3号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 設計図書の閲覧については、入札日の前日までおこなうことができるものとし、複写については、設計図書複写場所で行うことができる。

設計図書複写場所 : 株式会社 青工
札幌市中央区南3条東4丁目
011-221-2889

別記2

入札説明書（業務、事後審査型一般競争入札、入札案件）

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課庶務係 電話011-211-3381

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当部へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（<http://www.s-j-k.or.jp>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験については、平成〇年4月1日以降に業務が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

公告において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）。

ウ 配置予定技術者経歴書

公告において対象業務ごとに定める配置予定の技術者の資格（及び公告において技術者等の同種業務を求める場合においては同種の業務の実績経験）を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

（※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。）

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）発注の他の業務の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成25年4月30日制定。以下「事後審査要領」という。）第5条第2項に定める次順位者として落札候補者となることができない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領（平成27年3月24日制定）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、公社が公告した業務設計書（見積参考）に記載されている全ての項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。様式は、公社が公告した業務設計書（見積参考）に従い、金額等を明らかにすること（※ 共同企業体の場合は、代表者が作成すること。）。

(4) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

3 入札方法等

- (3) 入札書は、持参により提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (4) 1回目又は2回目の入札を行った結果、一般財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程（昭和52年11月18日規程第6号）第68条第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札及び開札の日時等を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (5) 対象業務ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(4)の規定にかかわらず、入札を行った結果、理事長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。
- (6) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

- (1) 第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5 特定共同企業体協定書の提出

特定共同企業体で入札に参加する場合は、押印済の協定書を作成し、入札書の提出時に添付すること。

6 開札の立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

7 落札決定の取消等

公告6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、公告8-(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている者等、公告3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

8 落札結果公表

入札結果については、落札者決定後、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（<http://www.s-j-k.or.jp>）により公表する。

9 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する一般財団法人札幌市住宅管理公社業務契約約款、公告及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知の翌営業日に、1に示す契約担当部において交付する。

10 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。ただし、工事監理に関してはなし。

(2) 部分払金

なし。ただし、工事監理に関しては、一般財団法人札幌市住宅管理公社業務契約約款（工事監理）による。

12 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成25年4月30日総務部長決裁）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 設計図書の閲覧については、入札日の前日までおこなうことができるものとし、複写については、設計図書複写場所で行うことができる。

設計図書複写場所：株式会社 青工
札幌市中央区南3条東4丁目
011-221-2889